



日向市高齢者福祉センター ひなた館

イオン日向店(2F)



日向市高齢者福祉センターは、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの自主活動の場として、施設の貸し出しを行っています。

申請について

使用の制限等がありますので、事前にご相談ください。 使用料は無料です。

○対象者 市内の60歳以上の方で構成する高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションなどを目的として活動する団体

※個人での申請はできません。

○受付期間 使用日の3か月前の月の初日から使用日の5日前まで

○受付時間 平日の午前9時から午後0時、午後1時から午後5時

○提出先 日向市高齢者福祉センター「ひなた館」 イオン日向店2階

○提出書類 使用許可申請書(様式第1号)＋会員名簿

※詳しくは、ひなた館にお問合せください。

※審査後、使用許可証(様式第2号)を交付します。使用の変更や取消の場合は、ひなた館まで連絡してください。

使用できる時間

○平日 午前9時から午後0時
午後1時から午後5時

※準備、片付け、清掃の時間を含みます。

※午後0時から午後1時は使用できません。

集会室



使用できる施設

○集会室(67.47㎡)

一部防音対策を施しており絨毯敷です。

(例) 楽器やカラオケ、ヨガや体操など。

○娯楽室(39.55㎡)

テーブル、椅子を使用します。

防音でないため活動が限られます。

(例) 将棋や囲碁、編み物など。

娯楽室



日向市高齢者福祉センターの使用上の注意

1 使用の制限

次に該当する場合は、使用できません。

- (1) 営利及び宣伝を目的とする活動。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動。
- (3) 施設等をき損し、又は汚損するおそれがある活動。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者による活動。
- (5) その他センターの管理上支障がある場合。

2 遵守事項

- (1) 職員の指示に従い、秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 使用を許可されていない施設等を使用しないこと。
- (3) 寄附の募集又は物品の販売等を行わないこと。
- (4) 危険物及び動物を持ち込まないこと。
- (5) 火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (6) 施設等をき損、汚損又は滅失したときは、ただちに報告すること。

3 制限事項

商業施設内のため、次のとおり使用を検討する際の参考としてください。

- (1) お弁当など食事はできません。(ペットボトルや水筒など飲物は可)
- (2) 水道設備はありません。
- (3) 制作物その他ごみはお持ち帰りいただきます。
- (4) 大きな器財は、買物客の迷惑となるため運び込みできません。
- (5) 他の利用者や買物客の迷惑になる場合は、ただちに使用を停止・禁止します。
- (6) エアコンの調節はできません。

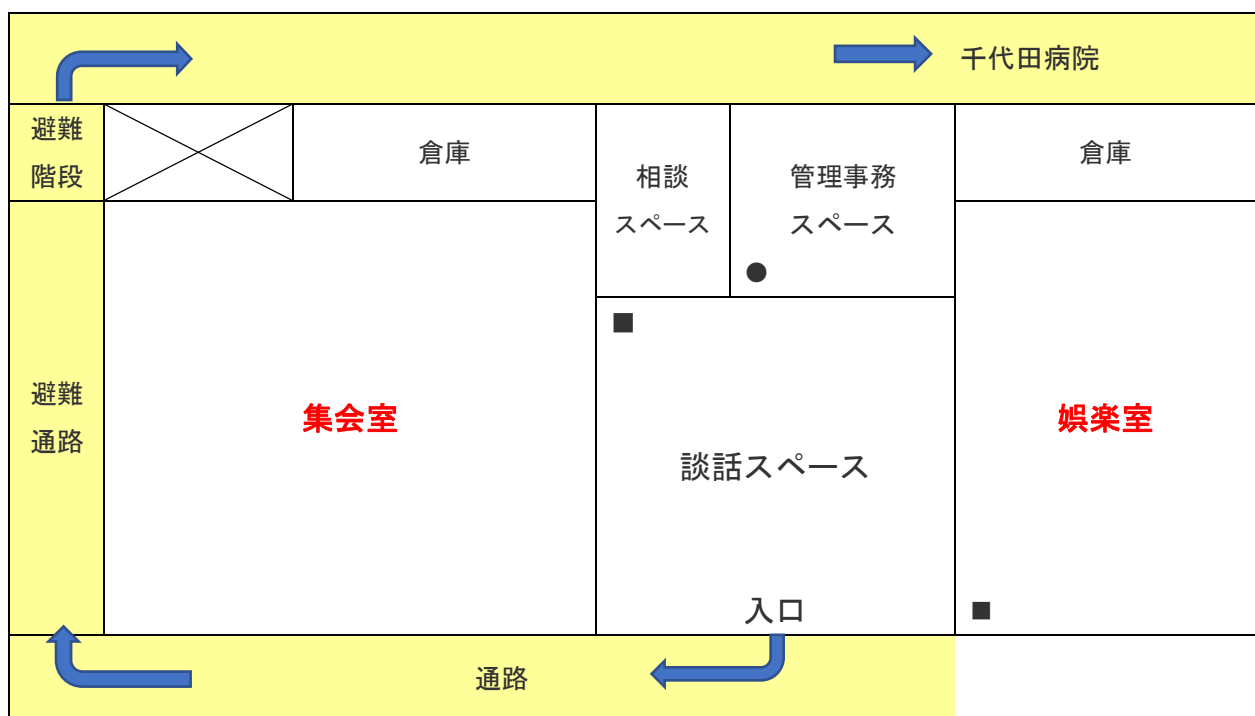
4 使用上の注意

- (1) 使用許可の条件、使用時間を守りましょう。
- (2) 使用後は、掃除・片付けをして退室してください。
- (3) 使用後は、使用報告書(様式第3号)を提出してください。
- (4) 娯楽室は防音設備がないため、目的によって使用できない場合があります。
- (5) 集会室は防音対策を施していますが、買物客や他店舗の迷惑とならないよう音量を下げてください場合があります。
- (6) 集会室は土足厳禁です。また、絨毯を摩耗する恐れがある靴は使用できません。
- (7) 予約状況により、時間や居室の変更をお願いする場合があります。

5 その他の注意事項

- ・けがなどないよう十分に注意しましょう。
- ・気分が悪いときは、すぐにお知らせください。
- ・駐車場での事故、施設内での履き物や傘などの盗難、落とし物、けがや事故などについて、当館では一切の対応・責任を負いかねますのでご承知おきください。
- ・施設・設備を毀損（破損等）したときは、その損害を賠償していただくことになります。
- ・新型コロナウイルスなどの感染予防対策は、個人の判断でお願いします。
- ・台風や地震などの災害時は、イオン日向店が閉店となる場合は施設も閉館となります。またイオン日向店が閉店とならない場合でも、使用者や職員に危険があると判断した場合は、予告なく閉館となる場合がありますのでご了承ください。

平面図 イオン日向店 2 階



■ 消火器 ● A E D （自動体外式除細動器） ➡ 避難経路

《お問合せ》

日向市高齢者福祉センター「ひなた館」

電話・FAX 0982-52-6569